

岩手県告示第 767 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等の制限の一部を解除する。

平成 19 年 11 月 6 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 捕獲等の制限の一部を解除する狩猟鳥獣の種類 ニホンジカ
- 2 捕獲等の制限の一部を解除する区域及び内容

区 域	内 容
大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域。	捕獲等ができるニホンジカの数を 1 日 1 人当たり 2 頭までとする。ただし、ニホンジカの雄にあっては、1 日 1 人当たり 1 頭までとする。
県内一円の区域。ただし、大船渡市、陸前高田市、釜石市及び気仙郡住田町の区域を除く。	捕獲等ができるニホンジカの数を 1 日 1 人当たり 3 頭までとする。ただし、ニホンジカの雄にあっては、1 日 1 人当たり 1 頭までとする。

- 3 捕獲等の制限の一部を解除する期間 平成 19 年 11 月 15 日から平成 24 年 11 月 14 日まで